

# 明治安田円戦略債券ファンド (毎月分配型)

追加型投信／内外／債券

“愛称” **円真力**  
えんしんりょく

## 投資信託説明書（交付目論見書）

2016. 2. 25

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

明治安田円戦略債券ファンド(毎月分配型)の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成28年2月24日に関東財務局長に提出しており、平成28年2月25日にその届出の効力が生じております。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社インターネットホームページで閲覧できます。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産(投資信託証券(債券 公債))	年12回(毎月)	グローバル(日本含む)	ファミリーファンド	あり(フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<http://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

### <委託会社> 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号  
設立年月日:1986年11月15日

資本金:10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:10,511億円  
(資本金・運用純資産総額は2015年12月末現在)  
[ファンドの運用の指図等を行います]

### <受託会社> 三菱UFJ信託銀行株式会社

[ファンドの財産の保管および管理等を行います]

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

明治安田円戦略債券ファンド(毎月分配型)(以下「当ファンド」ということがあります。 )は、明治安田円戦略債券マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。 )を通じて、日本を含む世界各国の国債および国際機関債(以下「国債等」といいます。 )へ投資をすることにより、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

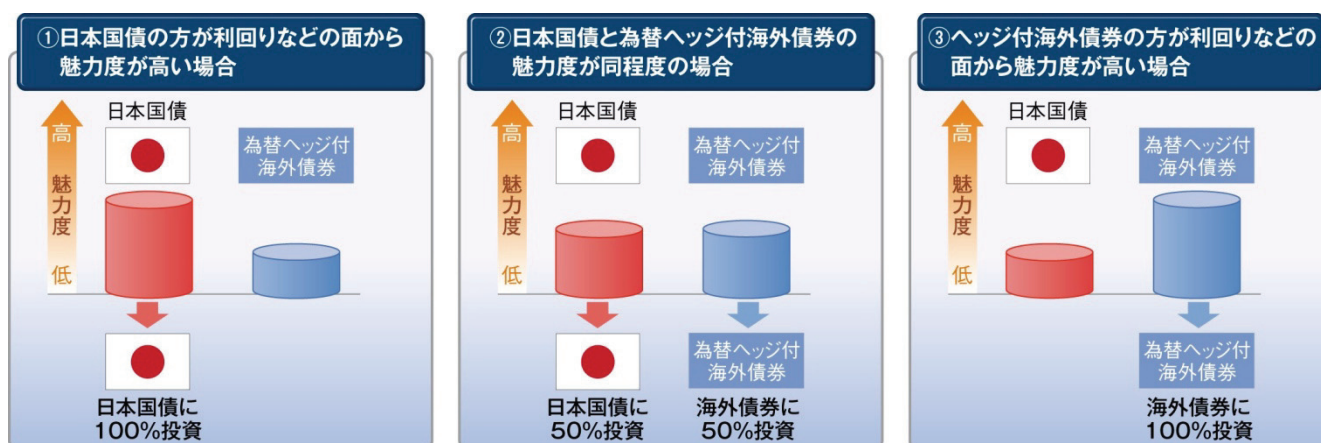
### ◆ 日本国債または為替ヘッジ付海外債券に投資します。

(海外債券に投資する際は、主に国債に投資しますが、一部国際機関債に投資することもあります。)

日本国債および海外の債券市場の金利動向等を勘案し、以下①～③のいずれかの投資配分にするかを決定します。

①～③の投資配分決定は、原則として、毎月1回行います。

- ① 日本国債 100%
- ② 日本国債 50% + 為替ヘッジ付海外債券 50%(海外債券は2カ国に25%ずつ投資)
- ③ 為替ヘッジ付海外債券 100%(海外債券は2カ国に50%ずつ投資)



※上記は、投資配分をイメージ化したものであり、実際の投資配分は運用プロセスを経て決定されます。

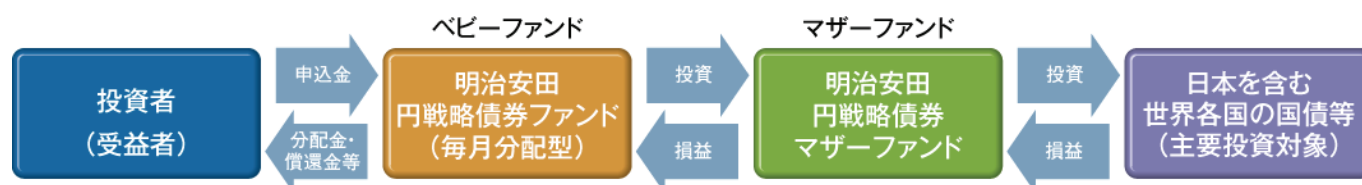
### ◆ 外貨建債券に投資を行う場合は、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。

### ◆ 毎月24日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

※収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

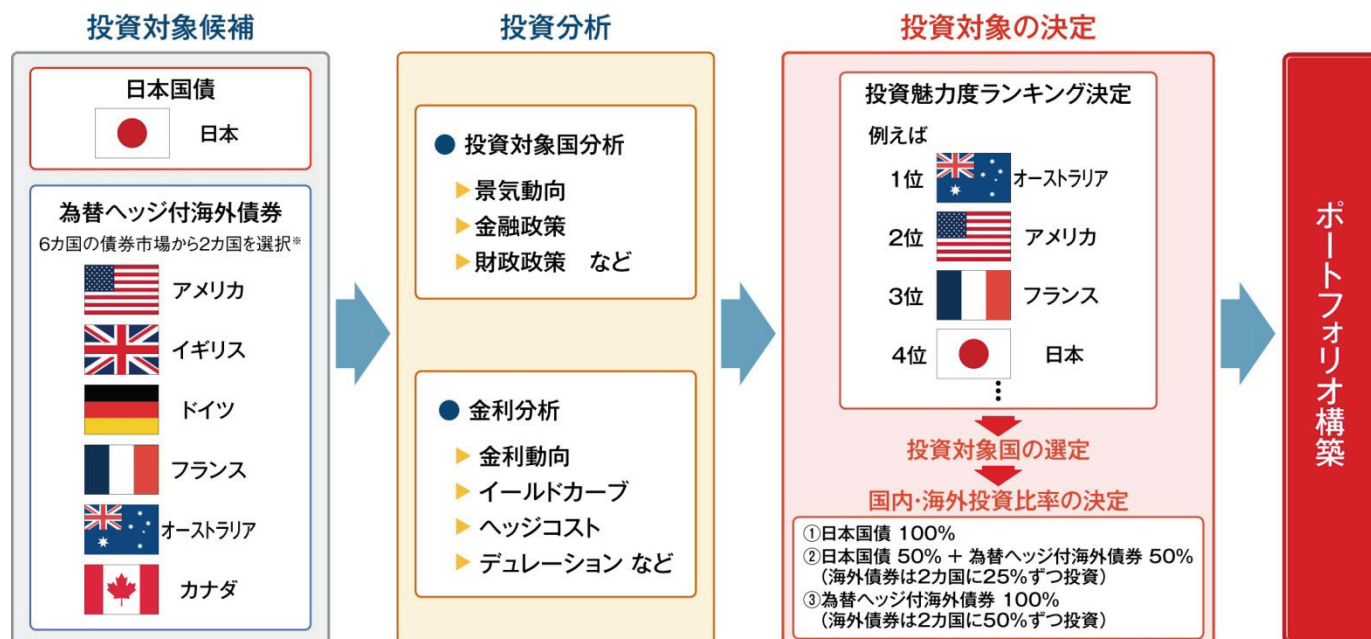
## ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益は全て投資者である受益者に帰属します。

## 運用プロセス



※原則として、投資する国債等は取得時においてA格相当以上の格付けを取得しているものと定めておりますが、当面、投資対象候補となる海外債券は、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オーストラリア、カナダの6カ国の国債、またはそれぞれの国の通貨建ての国際機関債とします。

※上記は、運用プロセスをイメージ化したものです。

## 主な投資制限

■ 株式への投資割合	株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債の転換によるもの等に限られ、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
■ 外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
■ デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

## 分配方針

毎月24日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、必ず分配を行うものではありません。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

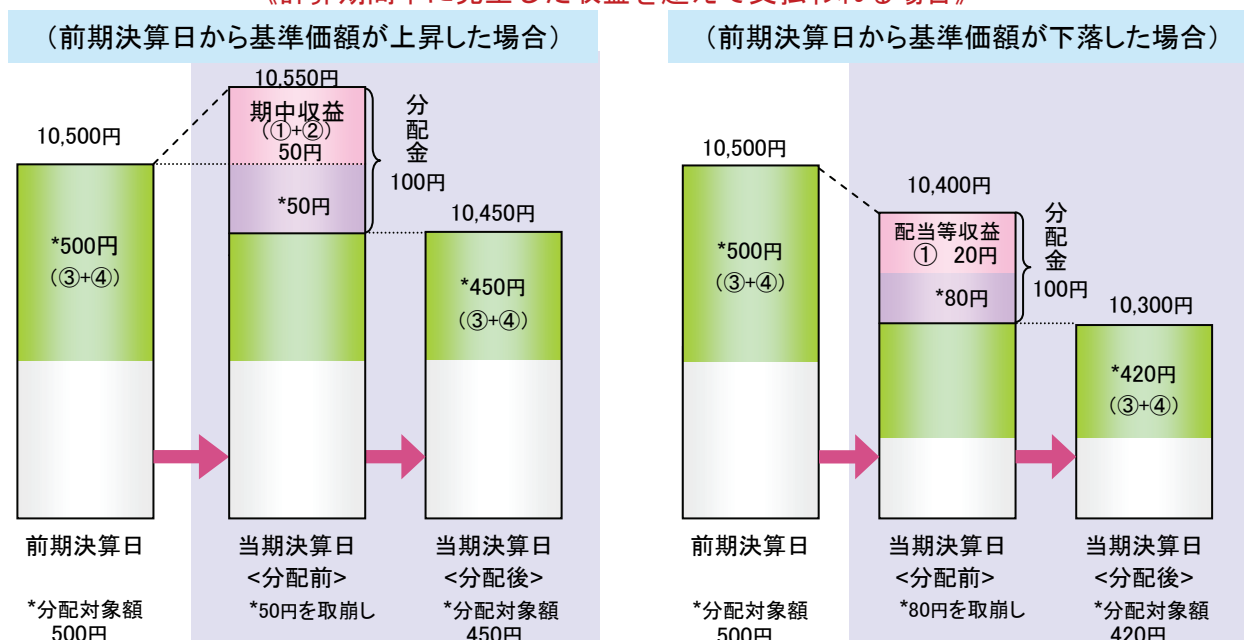
《投資信託で分配金が支払われるイメージ》



※上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

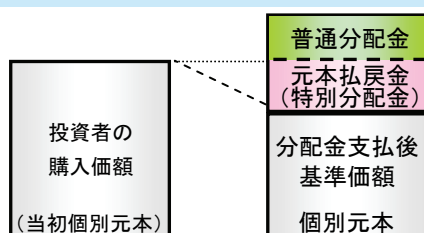


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

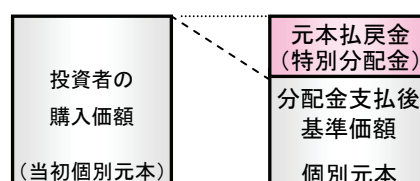
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

### 基準価額の変動要因

明治安田円戦略債券ファンド(毎月分配型)は、直接あるいはマザーファンドを通じて、日本を含む世界各国の国債等、値動きのある証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

#### <主な変動要因>

債券価格変動 リスク	債券(公社債等)の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動 リスク	外貨建資産への投資については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、当該リスクを完全に排除できるものではありません。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用 リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。  
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

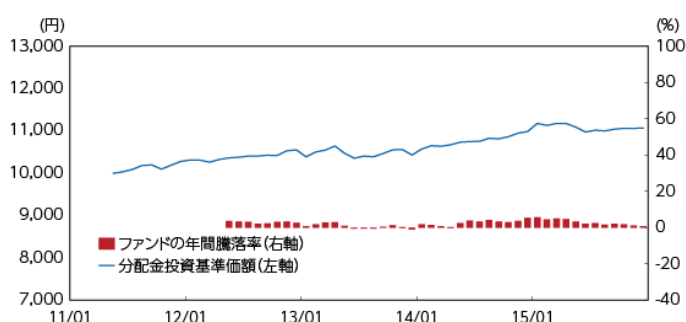


## リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

## 参考情報

### ●当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

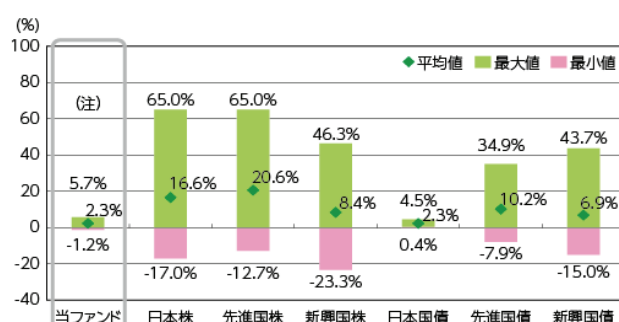
※分配金再投資基準価額は5年前の基準価額を起点として計算したものです。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(注) 当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。

### ●当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2011年1月～2015年12月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

(注) 当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。したがって、データの個数が異なります。

### <各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村證券株式会社
先進国債	シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	Citigroup Index LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースにて表示。

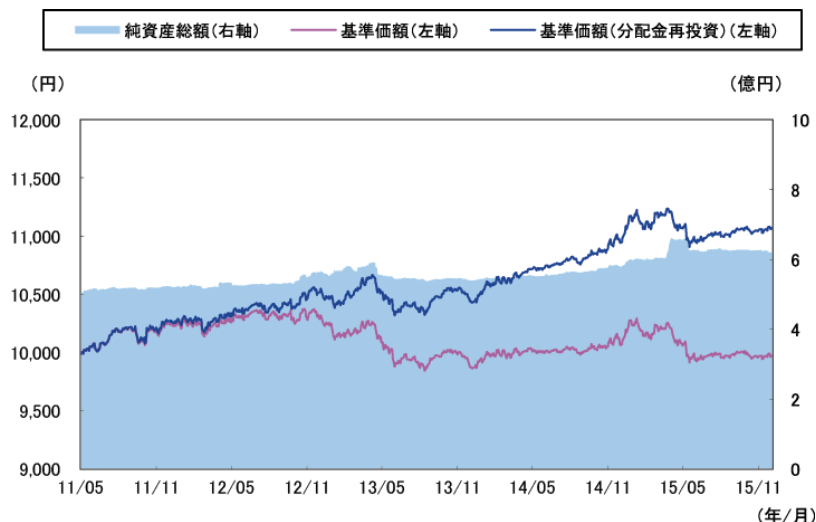
※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書（請求目論見書）をご覧ください。

2015年12月30日現在

#### 基準価額・純資産の推移



#### 分配の推移

分配金の推移	
2015年12月	10円
2015年11月	10円
2015年10月	20円
2015年9月	10円
2015年8月	10円
直近1年間累計	210円
設定来累計	1,055円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

基準価額	9,965円
純資産総額	6.1億円

※基準価額(分配金再投資)は信託報酬控除後のものであり、当ファンドの設定時を10,000円として分配金(税引前)再投資ベースで算出しています。

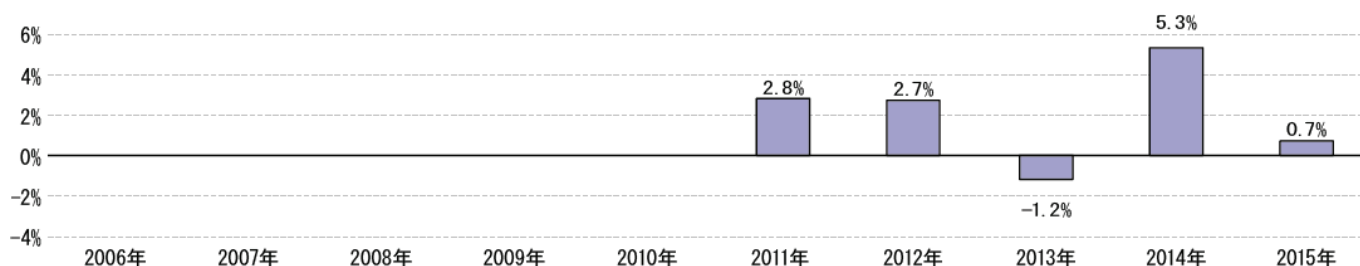
#### 主要な資産の状況

##### 組入銘柄(マザーファンド)

銘柄名	利率(%)	償還期限	通貨	国/地域	種類	投資比率(%)
1 第355回利付国債2年	0.1	2017年8月15日	円	日本	国債証券	30.26
2 US TREASURY N/B 0.75%	0.75	2017年1月15日	ドル	アメリカ	国債証券	12.98
3 第153回利付国債20年	1.3	2035年6月20日	円	日本	国債証券	12.46
4 FRANCE O.A.T. 8.5%	8.5	2019年10月25日	ユーロ	フランス	国債証券	9.11
5 FRANCE O.A.T. 0.25%	0.25	2016年11月25日	ユーロ	フランス	国債証券	7.99
6 第47回利付国債30年	1.6	2045年6月20日	円	日本	国債証券	5.64
7 FRANCE O.A.T. 1.75%	1.75	2024年11月25日	ユーロ	フランス	国債証券	5.10
8 US TREASURY N/B 1.5%	1.5	2018年8月31日	ドル	アメリカ	国債証券	4.55
9 US TREASURY N/B 1.75%	1.75	2020年10月31日	ドル	アメリカ	国債証券	3.92
10 US TREASURY N/B 6.25%	6.25	2030年5月15日	ドル	アメリカ	国債証券	3.41
11 FRANCE O.A.T. 5.5%	5.5	2029年4月25日	ユーロ	フランス	国債証券	1.61

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

#### 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。  
 ※2011年は設定日(2011年5月25日)から年末までの収益率を表示しています。  
 ※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。  
 ※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。



## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問合わせください。
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の営業日の午後3時まで販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購 入・換 金 申 込 不 可 日	ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行およびロンドン証券取引所のいずれかが休業日の場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。
購 入 の 申 込 期 間	2016年2月25日から2016年8月24日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 ※当ファンドは、信託約款の規定に基づき、平成28年4月15日に信託終了(繰上償還)を行う予定です。当ファンドの信託終了(繰上償還)に係る書面決議は、平成28年2月26日現在の議決権を行使することができる受益者の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り信託終了(繰上償還)を行います。本書面決議の結果、当ファンドの信託終了(繰上償還)が可決された場合は、平成28年3月17日をもって当ファンドの取得の申込みの受付は中止され、以後の申込期間の更新は行われません。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	2011年5月25日から2021年5月24日 ※書面決議の結果、当ファンドの信託終了(繰上償還)が可決された場合は、信託期間の末日は平成28年4月15日に変更されます。
繰 上 償 還	委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	毎月24日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	月1回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	1,000億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページ( <a href="http://www.myam.co.jp/">http://www.myam.co.jp/</a> )に掲載します。
運 用 報 告 書	5月および11月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

## ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用																
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 <u>3.24%(税抜 3.0%)</u> を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。															
信託財産留保額	ありません。															
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、<u>年 0.54%(税抜 0.5%)</u>の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分</th> <th>料率(年率)</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.216%(税抜0.2%)</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.2916%(税抜0.27%)</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託銀行</td> <td>0.0324%(税抜0.03%)</td> <td>ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>0.54%(税抜0.5%)</u></td> <td>運用管理費用(信託報酬) ＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率</td> </tr> </tbody> </table>	配分	料率(年率)	役務の内容	委託会社	0.216%(税抜0.2%)	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価	販売会社	0.2916%(税抜0.27%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託銀行	0.0324%(税抜0.03%)	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	合計	<u>0.54%(税抜0.5%)</u>	運用管理費用(信託報酬) ＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率
	配分	料率(年率)	役務の内容													
	委託会社	0.216%(税抜0.2%)	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価													
	販売会社	0.2916%(税抜0.27%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価													
	受託銀行	0.0324%(税抜0.03%)	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価													
合計	<u>0.54%(税抜0.5%)</u>	運用管理費用(信託報酬) ＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率														
その他の費用・手数料	<p>信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年 0.0054%(税抜 0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人によって見直され、変更される場合があります。</p>															

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して…………… 20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して…………… 20.315%

※上記は 2015 年 12 月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)、ジュニア NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニア NISA(ニーサ)\*」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA(ニーサ)は満 20 歳以上の方、ジュニア NISA(ニーサ)は 20 歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

\*ジュニア NISA(ニーサ)は 2016 年 4 月 1 日より開始される非課税制度です。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

当ファンドは、信託約款の規定に基づき、平成 28 年 4 月 15 日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。当ファンドの信託終了（繰上償還）に係る書面決議は、平成 28 年 2 月 26 日現在の議決権を行使することができる受益者の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。ただし、上記による賛成が得られず、議案が否決された場合は、信託終了（繰上償還）を行いません。この場合、信託終了（繰上償還）を行わない旨およびその理由を速やかにお知らせいたします。なお、信託終了（繰上償還）の決定（平成 28 年 3 月 18 日予定）につきましては、当社ホームページ上にてご確認ください。

